

令和7年度政務活動費収支報告書

会派名 中津川自民クラブ

1 収 入 政務活動費 1,280,000円

2 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	897,840	・東京都11/12、島田市11/13 交通費343,120円、振込手数料990円 宿泊費150,900円、視察費51,000円 ・長浜市2/5、草津市2/6 交通費277,210円、振込手数料990円 宿泊費73,630円
研 修 費	0	
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	0	
合 計	897,840	

3 残 額 382,160円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和7年度 政務活動費報告書

【中津川自民クラブ】

【収入の部】

科目	決算額 (円)	適 用
政務活動費	1,280,000	120,000円/年 × 10名 = 1,200,000円 80,000円 (4月～11月) × 1名 = 80,000円
計	1,280,000	

【支出の部】

科目	決算額 (円)	適 用
調査研究費	交通費	622,310 11/12～11/13 東京、島田市 343,120円 振込手数料 990円 2/5～2/6 長浜市、草津市 277,210円 振込手数料 990円
	宿泊費	224,530 11/12～11/13 東京、島田市 150,900円 2/5～2/6 長浜市、草津市 73,630円
	視察費	51,000 2/6 視察費 51,000円
返還金	382,160	
計	1,280,000	

経理責任者 林 友義

# 請求書

請求No: 00000766-001-01

発行日: R7. 11. 17

**中津川自民クラブ 様**

ツアー名: 国会議事堂・島田市視察

出発日: 令和7年11月12日

下記料金のご請求を申し上げます。

登録番号 T8200002024110

岐阜県知事登録旅行業 第3種-273号

有限会社細江建築 細江観光

〒508-0421 岐阜県中津川市加子母81310番地

TEL:0573-79-3322 FAX:0573-79-3323

責任者 : 熊崎 信吾

旅行業業務取扱管理者 : 熊崎 美名

担当者 : 日下部 吉彦

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	貸切バス代(中型バス)	286,000	1	286,000	1台 円
2	貸切バス代(中型バス)			28,600	消費税
3	高速道路料金	28,520	1	28,520	高速道路料金(大型車)

※印は軽減税率対象

#印は非課税対象

備考

10%対象 内消費税	¥343,120 ¥31,192
8%対象 内消費税	¥0 ¥0
非課税計	¥0
合計 内消費税	¥343,120 ¥31,192
お預り金額	¥0
ご請求金額	¥343,120

お支払いは弊社下記口座へ 令和(07)年(11)月(30)日 までにお振り込み下さい。

【お振込先】 東美濃農協 加子母支店 普通0028230 口座名義 有)細江建築

益田信用組合 加子母支店 普通0521434 口座名義 有)細江建築

お振込の際の振込手数料はお客様にてご負担下さいます様お願い申し上げます

お客様名 中津川自民クラブ 様  
 団体名 様分  
 行先 国会議事堂・島田市  
 日付 令和7年 11月12-13日(水・木)

## 立替明細

種別	数量	単位	単価	合計	備考
高速代	1.0	式	28,520	28,520	
合計				28,520	

立替請求金額 ¥28,520 —

## 備考

中津川市加子母830 細江観光

No.9389  
利用明細書

2025年11月12日 12:20

入口料金所番号 012260

出口料金所番号 012146

車種 大型車

通行料金 ¥940円

合計 ¥940円

No.9390  
利用明細書

2025年11月12日 11:59

入口料金所 中津川

出口料金所番号 003200

車種 大型車

通行料金 ¥10900円

合計 ¥10900円

No.9386  
利用明細書

2025年11月13日 18:02

入口料金所 島田金谷

出口料金所 中津川

車種 大型車

通行料金 ¥7910円

合計 ¥7910円

No.9387  
利用明細書

2025年11月13日 11:24

入口料金所 東京本線下り

出口料金所 島田金谷

車種 大型車

通行料金 ¥7870円

合計 ¥7870円

No.9388  
利用明細書

2025年11月13日 08:19

入口料金所 霞が関(内)

出口料金所番号 012175

車種 大型車

通行料金 ¥900円

合計 ¥900円

お振込日 (和暦) 07年 11月 20日

# 振込金受取書・振込受付書

兼手数料受取書

お振込先	東美銀		銀行	銀行以外の場合は チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組 <input checked="" type="checkbox"/> 協同 <input type="checkbox"/> その他		支店 出張所	
お受取人	預金科目	<input checked="" type="checkbox"/> 1.普通 <input type="checkbox"/> 2.当座 <input type="checkbox"/> 4.貯蓄 <input type="checkbox"/> 9.その他	<input type="checkbox"/> 座 番号	0028230		金額	金額の先頭には¥マークをご記入ください。 □□□ ¥ 343 / 20 円 百万 千
	おなまえ	カタカナ	エ)ホノハケンチク		漢字	消費税込手数料 990 内消費税額 (10%) 90	
ご依頼人	おなまえ	カタカナ	ナヤツハクシ"ミンクヲフ"		漢字	●振込金受入区分がAのときは、本書を「振込金受取書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。 ●振込金受入区分がBのときは、本書を「振込受付書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。	
	ご連絡先 お電話番号	[Redacted]					

ご利用いただきましてありがとうございます

収入印紙  
17号の1文  
振込金+手数料  
5万円以上徴収

登録番号 T5200001002598

3/3 緑色

## 領収証

No. ....

中津川市議会 中津川銀行様 令和 7年 11月 13日

金額 951000-

但  視察料  飲食料品等(軽減税率対象)

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等  
10%(税込・税抜)金額 消費税額等  
951,000- / 94,636-

現金・カード・( )

上記正に領収いたしました

一般社団法人 島田市観光協会  
理事長 柴田 直  
〒428-0047  
静岡県島田市金谷新町14-2  
TEL 0547-46-2844  
FAX 0547-46-2861

登録番号 T1080005007445

# HISAGO BR08093P(12)別 J648281

# 領収証 RECEIPT

## アルカディア市ヶ谷

私学会館  
一般財団法人 私学研修福祉会

〒102-0073  
東京都千代田区九段北四丁目2番25号  
TEL 03-3261-9921 (代表)  
https://www.arcadia-jp.org  
登録番号: T1010005018473

1/1

部屋番号 (ROOM No.) 9004	お名前 (NAME) 中津川自民クラブ	ご人数 (PERSONS) 0
ご到着日 (ARRIVAL) 11/12	ご出発日 (DEPARTURE) 11/13	備考 (REMARKS)
		発行日時 (DAY TIME ISSUED) 25/11/13 00:03:05

日付 (DATE)	部屋番号 (ROOM No.)	ご利用明細 (EXPLANATION)	ご利用金額 (AMOUNT)	お預り金額 (PAYMENT)	備考 (REMARKS)
11/12	1010	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1010	宿泊税	100		
11/12	1011	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1011	宿泊税	100		
11/12	1012	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1012	宿泊税	100		
11/12	1013	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1013	宿泊税	100		
11/12	1014	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1014	宿泊税	100		
11/12	1015	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1015	宿泊税	100		
11/12	1016	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1016	宿泊税	100		
11/12	1017	ご宿泊料金	14,900		
11/12	1017	宿泊税	100		
11/12	9004	前受金		120,000	
		課税対象外	¥800		
		10%対象	¥119,200		
		(内消費税)	¥10,836		

会社名 (FIRM)

ご住所 (ADDRESS)

ご署名 (SIGNATURE)

ご利用金額 (AMOUNT) 120,000

内消費税 (TAX) 10,836

お預り金 (PAYMENT) 120,000

ご請求額 (BALANCE) 0

当会館は、印紙税法第5条1項に規定する別表1の17(取扱通達17号文書)により、収入印紙を貼りません。

200793-CO  
701

※印がついている商品は軽減税率対象となります。

# 領収書

東京都千代田区平河町2丁目4番3号  
 〒102-0093 TEL 03(3265)5361  
 登録名称：地方職員共済組合  
 登録番号：T2700150001147

お名前  
 GuestName オカザキ タカヒコ 様

お部屋番号 ROOM No.	ご人数 PERSON	泊数 NTS	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	No.
510	1	1	2025/11/12	2025/11/13	2025/11/12 16:53:08	020172-DP

日付 DATE	お部屋番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	単価 PRICE	数量 QTY	料金 CHARGE	お支払 CREDIT
11/12		ご宿泊料金	11,600	1	11,600	
11/12		宿泊税 (100円)	100	1	100	
		課税対象外	¥100			
		( 10%合計 ¥11,600 内消費税 ¥1,054)				
					11,700	0
差引ご請求金額 BALANCE DUE					001	11,700

ご署名  
SIGNATURE

ご請求先  
COMPANY

ご請求先住所  
ADDRESS

ご利用いただきましてありがとうございます。  
 またのご利用をお待ち申し上げます。  
 Thank you very much for your patronage.  
 May we have the pleasure of serving again.

印紙税法  
 第5条の規定  
 により収入  
 印紙貼用せず

# 領収書

ホテル ルポール麹町

地方職員共済組合 麹町会館

お名前  
GuestName ヨシムラ タカシ 様

東京都千代田区平河町2丁目4番3号  
〒102-0093 TEL 03(3265)5361  
登録名称：地方職員共済組合  
登録番号：T2700150001147

お部屋番号 ROOM No.	ご人数 PERSON	泊数 NTS	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	No.
1412	1	1	2025/11/12	2025/11/13	2025/11/12 16:52:01	020170-DP

日付 DATE	お部屋番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	単価 PRICE	数量 QTY	料金 CHARGE	お支払 CREDIT
11/12		ご宿泊料金 ( 10%合計 ¥9,600 内消費税 ¥872)	9,600	1	9,600	
					9,600	0
差引ご請求金額 BALANCE DUE					001	9,600

ご署名  
SIGNATURE

ご請求先  
COMPANY

ご請求先住所  
ADDRESS

ご利用いただきましてありがとうございます。  
またのご利用をお待ち申し上げます。  
Thank you very much for your patronage.  
May we have the pleasure of serving again.

印紙税法  
第5条の規定  
により収入  
印紙貼用せず

# 領収書

ホテル **ルポール麹町**

地方職員共済組合 麹町会館

お名前  
GuestName ハセガワ トオル 様

東京都千代田区平河町2丁目4番3号  
〒102-0093 TEL 03(3265)5361  
登録名称：地方職員共済組合  
登録番号：T2700150001147

お部屋番号 ROOM No.	ご人数 PERSON	泊数 NTS	到着日 ARRIVAL	出発日 DEPARTURE	発行日 ISSUED	No.
1417	1	1	2025/11/12	2025/11/13	2025/11/12 16:52:38	020171-DP

日付 DATE	お部屋番号 ROOM No.	摘要 EXPLANATION	単価 PRICE	数量 QTY	料金 CHARGE	お支払 CREDIT
11/12		ご宿泊料金 ( 10%合計 ¥9,600 内消費税 ¥872)	9,600	1	9,600	
					9,600	0
差引ご請求金額 BALANCE DUE					001	9,600

ご署名  
SIGNATURE

ご請求先  
COMPANY

ご請求先住所  
ADDRESS

ご利用いただきましてありがとうございます。  
またのご利用をお待ち申し上げます。  
Thank you very much for your patronage.  
May we have the pleasure of serving again.

印紙税法  
第5条の規定  
により収入  
印紙貼用せず

# 請求書

請求No : 00000784-001-01

発行日 : R8. 2. 10

**中津川自民クラブ 様**

ツアー名 : 長浜市・草津市視察

出発日 : 令和 8 年 2 月 5 日

下記料金のご請求を申し上げます。

登録番号 T8200002024110

岐阜県知事登録旅行業 第3種-273号

有限会社細江建築 細江観光

〒508-0421 岐阜県中津川市加子母 電話 0573-49-3678

TEL:0573-79-3322 FAX:0573-49-3678

責任者 : 熊崎 三信

旅行業業務取扱管理者 : 熊崎 美名

担当者 : 日下部 吉彦

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	貸切バス代(中型バス)	235,000	1	235,000	1台 円
2	貸切バス代(中型バス)			23,500	消費税
3	高速道路料金	16,710	1	16,710	高速道路料金(大型車)
4	駐車場料金	2,000	1	2,000	長浜駐車場

※印は軽減税率対象

#印は非課税対象

備考

10%対象 内消費税	¥277,210 ¥25,200
8%対象 内消費税	¥0 ¥0
非課税計	¥0
合計 内消費税	¥277,210 ¥25,200
お預り金額	¥0
ご請求金額	¥277,210

【お振込先】 東美濃農協 加子母支店 普通0028230 口座名義 有) 細江建築  
 益田信用組合 加子母支店 普通0521434 口座名義 有) 細江建築  
 お振込の際の振込手数料はお客様にてご負担下さいます様お願い申し上げます

お客様名 中津川自民クラブ 様  
 団体名 様分  
 行先 滋賀県  
 日付 令和8年 2月5・6日(木・金)

## 立替明細

種別	数量	単位	単価	合計	備考
高速代	1.0	式	16,710	16,710	
駐車場代	1.0	回	2,000	2,000	長浜P
合計				18,710	

立替請求金額 ¥18,710 —

備考

中津川市加子母830 細江観光

No. 9497  
 利用明細書

2026年 2月 6日 16:25  
 入口料金所 栗東  
 出口料金所 中津川  
 車種 大型車  
 通行料金 ¥7590円  
 合計 ¥7590円

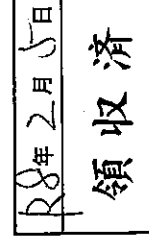
No. 9498  
 利用明細書

2026年 2月 5日 17:59  
 入口料金所 長浜  
 出口料金所 栗東  
 車種 大型車  
 通行料金 ¥2950円  
 合計 ¥2950円

No. 9499  
 利用明細書

2026年 2月 5日 11:35  
 入口料金所 中津川  
 出口料金所 長浜  
 車種 大型車  
 通行料金 ¥6170円  
 合計 ¥6170円

No. 084092



株式会社 黒壁  
 T9160001006583

券 車 駐

お旅所駐車場・列見駐車場 共通

¥2,000-  
 10%対象 (内消費税 181円)

- お旅所駐車場は乗降専用場所ですので、列見駐車場へ駐車してください。
- 本券は当日1台限り有効です。
- 取扱時間は、午前9時～午後5時までです。以降は保庫の責任を負いません。
- 場内で不可抗力による災害、その他の事故により車両および他の物件に損害が生じた場合は一切の責任を負いません。
- 本券は共通券および領収書となり、必ずその場で大切に保管してください。

お振込日 (和暦) 08年02月16日

# 振込金受取書・振込受付書

兼手数料受取書

お振込先	東美 銀行		銀行以外の場合は チェック <input checked="" type="checkbox"/> ください。 信金 信組 農協 その他	加子 出張所		
	預金科目	<input checked="" type="checkbox"/> 1.普通 <input type="checkbox"/> 2.当座 <input type="checkbox"/> 4.貯蓄 <input type="checkbox"/> 9.その他	口座番号	0028230		
お受取人	カタカナ			金額	金額の先頭には¥マークをご記入ください。 000 ¥ 277210 円 百万 千	
	おなまえ			消費税込手数料	990	内消費税額 (10%) 90
ご依頼人	カタカナ			お知らせ		
	漢字			●振込金受入区分がAのときは、本書を「振込金受取書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。 ●振込金受入区分がBのときは、本書を「振込受付書(兼手数料受取書)」として取り扱わせていただきます。		
	おなまえ			振込金受入区分		
漢字			A <input type="checkbox"/> 現金・小切手 預金払戻請求書(払戻口座と振込依頼人名義が異なる)による振替			
ご連絡先 お電話番号			B <input checked="" type="checkbox"/> 預金払戻請求書(払戻口座と振込依頼人名義が同一)による振替 <input checked="" type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書にもとづく口座振替 振込資金の受取書を別途交付			
日中に連絡可能なお電話番号をご記入ください。			●ご注意 ・振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のためにお振込が遅延することがあります。 ・やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によってお振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ・お振込の訂正や組戻しには、別途所定の手続き・手数料が必要です。			

ご利用いただきましてありがとうございます

株式会社 十六銀行

登録番号 T5200001002598

3/3 緑色

No. 6736761

## 領 収 証

客室番号 4061000

中津川自民クラブ 様

¥ 73,630-

但し (宿泊代) 駐車代・宿泊税・その他 3500/泊10室 料金として  
2026年2月5日 上記正に領収いたしました



現金  カード  その他

内 訳

税抜金額	¥ 66,937-
消費税額 (10%)	¥ 6,693-
宿泊税額	

東横INN琵琶湖線南草津駅西口  
〒525-0050 滋賀県草津市南草津(旧草津)4-1-2  
TEL 077-561-1045 FAX 077-561-1046  
登録番号 T8010801008365  
株式会社 東横INN

担当

2019.6

# 中津川自民クラブ行政視察報告

【視察場所】 東京都（衆議院第2議員会館）

【視察日】 令和7年11月12日（水）

【視察目的】 観光DMOの基本設計（全国事例）並びに全国の観光協会の好事例や取組を学び、当市が進めているDMO（観光地域づくり法人）登録の後押しをしようと視察を実施しました。

【参加者】 中津川自民クラブ

吉村俊廣・吉村浩平・勝 彰・林 友義・鷹見憲三・岡崎隆彦  
島崎保人・吉村孝志・長谷川透・宮嶋寿明・小池菜摘

## 【視察内容】

### 1. DMOの定義とは

旅行者に、自然、地域文化や生業に触れてもらうことで、地域住民との相互交流が生まれ、地域住民も地域の良さ・特別さ等その価値を再認識し、自らの地域等を誇りに感じ、地域の更なる魅力を通じて誘客につなげる。それにより地域に資金が落ち関係者の所得も向上、住民の質も上がるという旅行者・地域住民の双方の好循環を実現して行くという考え方です。

### 2. DMOの役割とは

偏在傾向にある誘客を地方に流すことや、また旅行消費拡大を持続的な形で推進するうえで、DMOには観光地づくりの司令塔として、地域の多様な関係者と協働すること、科学的アプローチを取り入れることが求められます。

行政や事業者、地域住民など様々なステークホルダーとの合意形成を図りながら観光コンテンツの造成、受け入れ環境整備を行い、地方誘客や消費拡大を行い、観光による受益を広く地域に行き渡らせ地域を活性化させることを目指します。

### 3. DMOの使命とは

DMOの使命は、「持続的な観光地づくり」であり、五つの要素が必要と考えられています。

- ① 関係者の合意形成（地域住民の理解）
- ② 消費を促す工夫（地域の稼ぐ力を引き出す・消費を促す工夫）
- ③ 旅行者目線（デジタル技術の活用）
- ④ 適切な価格設定（価値に見合った値付け・付加価値の向上）
- ⑤ メリットの地域還流（地域住民のメリット享受）

### 4. DMOの登録を受けるための要件は

登録や登録更新を行うには、5つの要件があります。

- ① 観光地経営戦略の策定、数値目標の設定、各種データ等の収集及び分析
- ② 観光地経営戦略に基づく取組の具体化と実施、検証、改善
- ③ 多様な関係者との体制構築
- ④ 観光地域づくり法人の組織の確立
- ⑤ 安定的な運営資金の確保

①～③は、地域のマネジメントに関する要件であり、④と⑤は組織のマネジメントに関わるものとなっています。

特に③の体制構築においては、

1. 地域が「売り」とする観光資源の関係者
2. 宿泊事業者
3. 交通事業者
4. 行政

上記4者が参画していることが新しいガイドラインでは示されています。

戦略策定、データ収集や分析を行いながら取組の具体化、PDCAサイクルを回すことが具現化出来ると考えています。

観光地経営という難しいことを行う上では、④の「組織の確立」といった高い専門性やノウハウのある職員を確保し定着させるには、財源を確保することが重要と考えています。

## 5. 参考好事例

### DMO機能と観光協会

#### (一社) 下呂市観光協会

- ・ 平成 16 年に 4 町 1 村が合併して、下呂市が誕生しました。旧町村の区域を維持させつつ、各地区の観光協会や商工会等と連携しながら「観光による地域活性化を下呂市全体へと広げる取組」を実施しました。
- ・ DMO の発足により、観光協会、旅館組合、下呂市、商工会、下呂交流会館などが連携し、各組織の担当者が加わる「誘致宣伝委員会」が DMO 機能を担っています。
- ・ 平成 23 年には入湯税を徴収するようになり、その一部が DMO の資金に充当され、本格的な DMO が稼働を開始しました。

#### (一社) 田辺市熊野ツーリズムビューロー

- ・ 外国人目線を取入れた受け入れ環境整備を行っています。それまで日本語表記のみだった案内看板を、多言語標記の案内看板とし、また英語版ガイドブックも作成しました。
- ・ 長期滞在を促すため、そうした方々が楽しめる体験コンテンツ造成を行いました。
- ・ 予約決済システムが煩雑だと販売に至らないため、予約決済システムを構築し、モデルコースの提案から宿泊施設の手配までワンストップで受付・提供する、着地型旅行業での収益を DMO 機能の取組に充当しています。
- ・ DMO にとって重要な項目とした、二次交通の整備があります。そこで、鉄道会社やバス会社と合意形成を図り、ダイヤ連携を実現したり、繁閑差の平準化等の観光地マネジメントを実施したりしています。

### 【質疑・応答】

Q：菓子組合の売上の一部を、DMOの収入とすることも可能ですか。

A：DMO がそれで収入を上げることは妨げませんが、DMO 趣旨は、稼ぐというより稼がせるという考えが根底にあり、あまり民業圧迫にならないよう、自分たちの活動資金のためにという点では、あり得る手段です。

Q：宿泊税を定額制にした場合、宿泊費が全体に上昇することに不安を感じますが、他の地域の状況はいかがですか。

A：そんなに痛手にはなっていないと感じています。地域のためにしっかり還元されるという目的であれば、快く支払えると思います。サステイナブルという観点で、理解は得られると感じています。何に使われているのかを、オープンにすることが大切で、税収をDMOがきちんと地域のために使っているという説明責任は審査の折に重視しています。

Q：中津川市観光局は六地区の観光協会が集まり登録DMOを目指していますが、国として指導をさせていただきますか。

A：特に指導はしません。DMOに求められること、観光協会に求められることは明確に違うと考えています。そこはしっかり役割分担して下さいと指示しています。各観光協会で稼いだ資金を、DMOの資金にするという方法があります。

## 【まとめ】

当市にリニア中央新幹線の間駅が出来ることになり、国内外多方面から多くの観光客が訪れるものと考えられます。そこでDMOを取得し「地域で信頼される観光の核」となる組織を立ち上げようと「中津川市観光局」はDMO取得に頑張っています。

今回の視察では、すでに登録を受けているDMOの活動状況を学び気付きが多くありました。地元の組織を巻き込んだ誘客方法の検討、外国人目線を取入れた受け入れ環境の整備、長期滞在を促す体験コンテンツの造成等、登録申請中である当市の課題も見えてきました。

「自分たちで稼ぎ、そして持続可能な組織となる。」そんな組織となれるよう支援して行く事が重要であると感じました。

# 中津川自民クラブ行政視察報告

【視察場所】 東京都（衆議院第2議員会館）

【視察日】 令和7年11月12日（水）

【視察目的】 国のクマ被害対策の現状を学び、当市の対策に役立てる。

【参加者】 中津川自民クラブ

吉村俊廣・吉村浩平・勝 彰・林 友義・鷹見憲三・岡崎隆彦  
島崎保人・吉村孝志・長谷川透・宮嶋寿明・小池菜摘

【視察内容】

担当：環境省鳥獣保護管理室

## 1. 鳥獣保護管理法の施策体系について

熊は、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣として法律に位置づけられています。

この法律の役割は、大きな方針を作ることであり、そして交付金によって県、市町村の事業計画を支援することにあります。

鳥獣対策の事業は都道府県の事務となっており、計画を立てたうえで捕獲して行くものです。（鹿、猪、熊）

令和7年9月1日に、鳥獣保護管理法が改正され、緊急銃猟が可能となりました。権限は市町村長にあり、市町村の事務も変わりました。

## 2. クマ類の被害防止対策の概要について

ヒグマの分布域は、1.3倍に拡大しました。（‘03～’18年度）

推定個体数（’23年度）は12,180頭で、30年間で2倍以上に増加しました。

ツキノワグマの分布域は、約1.4倍に拡大しました。（‘03～’18年度）

四国では分布域が縮小し、絶滅危惧種となっています。九州では、絶滅してしまいました。

四国では、個体数が減少してきたため、保護政策を実施しました。その成果で現在は順調に増加しています。

本州の多くの地域で、推定個体数は増加または安定しています。

人口減少等により、クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大して来ました。

令和5年度は、令和7年と同様堅果類（どんぐり）の凶作等により、秋にクマ類が市街地に出没し、人身被害が過去最多（198件219人）を記録しました。

山に堅果類が少なくなると、人里に降りてきてしまう傾向にあります。

令和6年2月に「クマ類による被害防止に向けた対策方針」が定められました。

クマ類の地域個体数を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみわけを図ることを考慮しつつ、その実現に向け「ゾーニング管理」「広域的な管理」「順応的な管理」を推進していくというものです。

クマ類を「指定管理鳥獣」に指定し、個体数をしっかり管理するためにも捕獲をしていく方針を決めました。

令和6年4月には「クマ被害対策施策パッケージ」を各省が連携して作成し、様々な施策を推進し現在に至っています。

### 3. 令和7年度のクマ出没や被害状況について

令和7年度のクマの出没や被害状況は、令和5年度によく似ています。

人身被害件数はほぼ同一ですが、令和7年度の死亡者数においては、過去最多の人数を記録しています。

出没傾向としては、10～11月の秋口に増加傾向が見られます。

### 4. 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要について

緊急銃猟制度に関する法律改正では、「人の日常生活圏にクマ等（イノシシ）が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とする」と改正されました。

主な改正内容は、

市町村長は、

- ① 危険鳥獣（クマ・イノシシ）が、人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入し
- ② 危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で

- ③ 適格かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが銃猟以外の方法では困難であり
- ④ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させることが出来るというものです。  
(緊急銃猟)

## 5. 改正鳥獣保護管理法の施行に向けての準備状況について

改正鳥獣保護管理法の施行に向けての準備状況は、

- ① 「緊急銃猟ガイドライン」を、令和7年7月8日に公表。
- ② 自治体向けオンライン説明会を、7月24、25、29日に実施。3日間で延べ1,500人以上の自治体職員が参加。
- ③ 全国5か所で現地研修会を実施。(北海道、秋田、福島、島根、長野)
- ④ 緊急銃猟の委託が想定されるハンターを登録し、自治体間で共有することで、体制確保に役立てる「クマ人材データバンク」を8月7日から運用開始。現在全国で190名のハンターが登録されています。

## 6. 指定管理鳥獣対策事業費について

環境省は、「指定管理鳥獣対策事業交付金」を創設しており、都道府県を対象に、シカ、イノシシ、クマを対象にした、捕獲や被害対策、その事業に関わる計画策定や人材育成など総合的に活用できます。

クマに関しては、緊急銃猟制度が出来たことにより、都道府県から市町村に間接交付も今年から行われており、しっかり支援して行きたいと考えています。

## 7. クマ被害対策施策パッケージについて

クマ被害対策施策パッケージを作成し(R6.4.15)、関係省庁(環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省、警察庁)が連携した総合的な施策パッケージにより、国民の安全・安心を確保に努めています。

クマ類の地域個体群を維持しつつ、人とクマ類のすみわけを図ることで、クマ類による被害を抑制する計画です。

R7.10.30クマ被害対策等に関する関係閣僚会議が開催されており、「クマ被害対策施策パッケージ」を、11月中旬までに取りまとめ、必要な予算措置の

検討も含め、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を着実に、かつ、段階的に実施するよう指示が出たため、関係省庁において追加的・緊急的な対策について検討しています。

## 8. クマによる被害の防止に向けた環境省の対応について

クマによる被害の防止に向けた環境省の対応は、当面の対応として、捕獲の強化、捕獲者の育成が特に重要と考えています。

各地域においては、猟友会の方々と自治体とが連携を取り活動頂いていますが、個体数確保に温度差があり、ガバメントハンターの確保・育成を支援して行きます。

中長期的な対応に関しては、科学的データに基づく個体群の適切な捕獲の強化と適切な管理をして行きます。

## 担当：農林水産省鳥獣対策・農村環境課

### 1. 農業被害が増えているクマ対策について

(クマ対策特別事業)

市で、被害防止計画を策定頂き各種取組をして頂いています。

クマが、農作物に与えた被害額は直近で 164 億円に上ります。(R5 年度のデータ)

農作物被害額

クマ	7 億円
二ホンシカ	70 億円
イノシシ	30 億円

「怖くて農作業に出られない」等、精神的な影響が出ています。

一頭 8,000 円の捕獲報償費を支払って、捕獲活動を推進しています。

クマに関しては、危険性や困難性を考慮し「クマ特別対策」という施策を用意し今年度から実施しています。

現在全国 19 の自治体に取り組んで頂いています。

通常 8,000 円の捕獲報償費を、農水省と協議の上、各自治体の裁量で一頭当りの捕獲報償費を自由に設定頂くという取り組みも進めています。

東海エリアでは、採択の実績はまだありません。取り組みを行っている 19 自

治体の内 15 自治体が北海道です。また東北、兵庫県でも採択されています。

北海道初山別村では、一頭当たり 37,000 円の報償費を支給しています。捕獲に携わる方々の金銭的支援に力を入れています。

クマ特別対策事業に関しては、来年度も実施できるよう財務省と折衝中である。

### 【質疑・応答】

Q: 当市の職員の中には、狩猟免許所持者が6名います。その人をガバメントハンター（公務員ハンター）に任命すると、自身の仕事に影響すると思いますが、常勤では無く臨時雇用でも可能ですか。

A: 常勤の方が狩猟免許を持っていればガバメントハンターですし、支援しようとしているのは非常勤職員の方です。

Q: ガバメントハンターの確保と育成強化が当面の課題となっていますが、どのように育成強化に取り組んで行かれますか。

A: これから取り組んでいく施策となっているため、詳細な回答は出来ませんが都道府県、市町村で狩猟免許を所持している人を雇用して活動を支援して行く。また猟友会などで担い手を育成して頂くなどの方法を考えています。

Q: クマ特別対策事業では、個体を後始末までしないと報償費が出ないとマスコミでは報道しています。「危険を冒し一日働いて8,000円余りか」との意見もあります。命懸けの任務でもあり、現在の2～3倍の報償費になってもよいと考えるが、いかがでしょうか。

A: 捕獲報償費に関しては、地域の実情に応じて提案して頂くことを可能としています。北海道においては、個体数が多くなってきているので単価を上げることで捕獲を推進しています。また、四国地方については、個体数を考慮しながらの捕獲となるため、地域の実情に合わせ報償費を設定頂くよう指導しています。クマ特別対策事業は、全国の 19 地区で取り組んで頂いていますが、平均で 10,000 円、市町村の単費で 30,000 円、平均で一頭 50,000 円となっています。

## 【まとめ】

近年クマの出没が増加し、人に与える被害も急増しています。  
当市においても、坂下地区で人身被害が発生しています。

今回「緊急銃猟」が可能となったことにより、クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することが可能となりました。しかし、緊急銃猟に対応するハンターの確保に苦慮している現状があるようです。当市においては、ガバメントハンターが6名いますが、今後緊急銃猟という急な出動に対応出来る人材の確保や減少傾向にある狩猟免許所持者の確保が重要であると感じました。

## 中津川自民クラブ会派視察研修報告書

【視察研修期日】 令和7年11月13日（木）

【視察研修先】 静岡県島田市観光協会

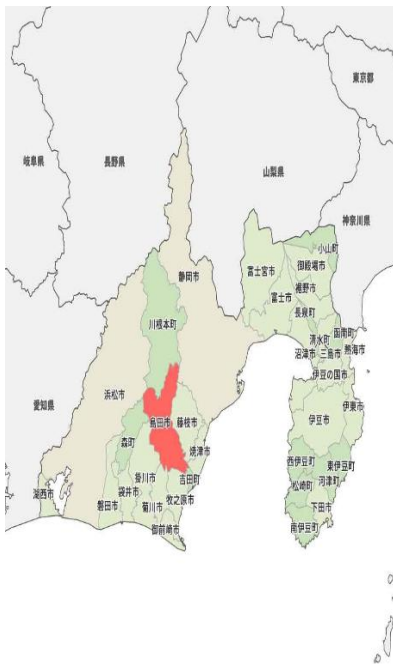
【参加者】（中津川自民クラブ）吉村俊廣、吉村浩平、勝彰、林友義

島崎保人、宮嶋寿明、鷹見憲三、岡崎隆彦、吉村孝志

長谷川透、小池菜摘

【視察研修目的】 当市に観光局ができて3年が過ぎ、DMOに取り組む中、  
会派としてもDMOの知識を習得しようと考えた。

### 【静岡県島田市の概要】



島田市は、平成17年に旧島田市と旧金屋町が合併し、新しく島田市が誕生しました。その後、平成20年に川根町と合併しました。

静岡県のほぼ中央に位置しています。北には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がります。また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が、市内を流れます。

・島田市の面積 315.70 平方キロメートル

・島田市の花 バラ ・島田市の木 茶 ・島田市の鳥 オオルリ

## 【視察項目】

・観光地域づくりの取り組みについて

\*視察にあたり、事前に質問事項を送り、その回答も含め説明をいただきました。事前質問は次のとおりです。

①DMOの導入をしようとした考え方について

②DMOを導入時に苦労したことについて

③島田市と観光協会はどのような関係で進めたかについて

④DMOを導入してから、稼ぐ力の状況について

⑤DMOの導入にあたり、新たな事業の取り組みについて

⑥観光に関わる人材育成について

⑦現時点での成果と課題と今後について

### ●DMO導入の経緯

- ・川根本町エリアを含む、大井川流域を対象エリアとして観光地域づくりを進めていく必要性を感じていたこと。
- ・大井川地域の推進組織は、地域事業者の商品開発や販売促進など、個々の営利に絡む直接的な関わりが多くなることから、行政主体ではやりにくいと考えたこと。
- ・従来の観光協会は年間催事に終始し、観光誘客や観光地域づくりに専念できておらず、観光データの収集・分析などもしていなかったこと。
- ・そもそも観光協会が行政にとって都合のいい下請けのような組織であることを課題認識していたこと。

## ●DMO 導入時の苦勞

- ・川根本町を DMO に取り込めていないので、当初描いていた着地ができない。
- ・知見を外部アドバイザーに頼ったまま、専門的な人材がいないうちで形成・確立計画を作成、その後の要件整備にも苦勞した。
- ・組織としては、任意団体を法人化させたことに伴い、経理などの仕組み化に苦勞した。

## ●DMO 導入にあたり、島田市と島田市観光協会との関係性

- ・行政主導で観光協会の法人化→DMO 導入が進められてきた。法人化した初動の支援として（令和4年度～）観光協会に職員が2名派遣され、同年度に DMO 登録申請、候補 DMO となっている。DMO の初期申請は行政派遣組が主体で進められた。令和8年10月に登録 DMO 法人に登録。
- ・職員派遣後の行政（観光課）が DMO との役割分担を意識せず、DMO と一緒の仕事をしている部分がある。本年度、行政側の観光戦略を改訂中であり、行政と DMO 間で役割の明確化を検討中。
- ・DMO への職員派遣について永続的にすべきであると考えているが、行政職員が足りていない現状を加味すると不安要素である。今後も丁寧な協議を進める必要がある。

### 1. 観光振興の取り組み

#### ●観光商品・旅行商品の製造、販売

事業者と連携して地域の観光素材を活用した観光・旅行商品の企画造成をおこない、WEB 及びツアーデスクにて販売をしています。当地域ならではの

の付加価値の高い商品開発を進め、当地域での観光コンテンツとしても定着させることを目指します。

#### ●イベント運営

大井川大花火大会を主催するなど地域のイベント運営に関わっています。大井川大花火大会では持続可能な運営を目指して、マネタイズを強化しました。

#### ●観光地域づくりオープンサロンの開催

DMOにおける「地域との合意形成を図る場」として、また、直接対話を通じて地域事業者の課題や要望を掴み、その支援策を検討・実施していくことを目指し、地域あるいはテーマ毎に島田市の観光担当課・観光協会の職員、地域団体、事業者との交流会を開催しています。

#### ●情報発信

##### ・媒体

Web ページ、SNS、会員向けメールマガジン、各種イベントのチラシ、ポスター

##### ・フォトコンテストの実施

入選作品の著作権は当協会に帰属しフォトライブラリーに掲載することで、メディアや旅行代理店でも申請不要で使用いただけます。

##### ・観光商品（個人・団体・教育旅行）、団体向け食事施設情報

旅行代理店やオーガナイザー向けの情報を Web ページに掲載しています。

#### ●プロの観光人材組織の構築

（組織名）かなや茶娘踊り隊

（目的）茶娘踊りの認知を拡大させることで、当地域の関係人口拡大と経済波及効果の拡大を目指し郷土愛の醸成を図る

(想定している活躍の場) 地域外の来訪客が集まる場所を想定

(パフォーマンスの内容) 茶娘踊り、記念撮影、かなや茶の呈茶サービス

(料金) 1公演 25,000円~30,000円

#### ●物販拠点の運営

- ・8974 茶屋 蓬萊橋に2018年にオープン。島田市事業者のお土産物、島田産煎茶ソフトクリーム等の販売をしています。
- ・おおいなび KADODEOOIGAWA 内に観光案内所兼物産販売所として2020年11月12日オープン。島田市及び川根本町の事業者の土産物、緑茶水道体験や団子焼き体験などの体験コンテンツを販売している。将来的には当地域の観光ハブの役割を目指す。

#### ●新商品の開発

- ・季節に合わせたスイーツ、ドリンクやオリジナルのお土産を開発しています。

#### ●地産外商の展開

- ・地域産品の認知拡大と観光誘客を目指して、東京、大阪、名古屋を中心に开店。

#### ●観光における当地域の強み、弱み、可能性

(強み)

- ・大井鉄道 ・日本有数のお茶の生産地 ・蓬萊橋 (世界一長い木造歩道)
- ・宿場町関連の遺跡 ・KADODEOOIGAWA ・交通アクセス

(弱み)

- ・体験コンテンツが少ない ・恒常的な観光コンテンツが少ない
- ・天候に左右されないコンテンツが少ない ・目玉となる食のコンテンツが少な

い

(可能性)

- ・ 富士山静岡空港からの入込 ・ ゴールデンルートからの流入
- ・ 健康志向の高まり ・ KADODEOOIGAWA の観光ハブ化
- ・ SL の終着駅である家山駅を起点とした回遊

●観光における当地域の現状と課題

(観光における地域の現状)

- ・ 観光消費単価が低い ・ 通過型観光地から脱却できない
- ・ 5月、8月、10月以外は観光入客数が落ち込む

(観光における当地域の課題)

- ・ 消費単価の向上による地域への経済波及効果の推進
- ・ 通過型観光地から滞在型観光地への質の転換
- ・ 観光資源の磨き上げによる恒常的な観光コンテンツの造成

【その他の項目】

- 地域への裨益からみた観光地域づくり
- 観光コンテンツの恒常化・維持化について
- 交通手段と観光消費額の関係
- 島田市 国内来訪者の属性
- 島田市 訪日来訪者の属性
- 観光戦略とトレンド
- 滞在型観光地、リピートしたい観光地への転換

- 「住んでよし訪れてよし働いてよし投資してよし」の観光地域づくり
- DMO 指標案
- ステークホルダーの連携
- 方針

**【中津川自民クラブ視察のまとめ】**

今回の視察で島田市観光協会の DMO 導入に当たっての経緯、苦勞、市と観光協会の関係性について学ぶ点が多くありました。当市においても 6 つの観光協会が一つになり、観光局としてスタートしましたが、いろいろな課題が山積しています。

これから、中津川市の観光局として DMO の導入に向けて取り組み観光の発展にご尽力いただきたいと思います。

# 中津川自民クラブ行政視察報告

【視察場所】 湖北広域行政事務センター（長浜市、米原市）

【視察日】 令和8年2月5日（木）

【視察目的】 中津川市では、斎場の建設が数年前からの喫緊の課題です。まずは場所の決定を早急にする必要があります。また、廃棄物処理の拠点である環境センターも恵那市との協同で数年後には結論を出す必要があります、候補地探しを行っている最中です。今回の視察は単なる施設の見学のみならず、湖北広域行政事務センターの手法自体が大変参考になる先進事例であるとのことから、当センターを視察することとしました。

【参加者】 中津川自民クラブ  
吉村俊廣・吉村浩平・勝 彰・島崎保人・宮嶋寿明・鷹見憲三・岡崎隆彦・吉村孝志・長谷川透・林 友義

## 【湖北広域行政事務センター議会（長浜市、米原市）の概要】

- 議員定数 16人（長浜市12人、米原市4人）
- 議員の選任 構成市議会における議会議員の選挙による
- 議員の任期 構成市の議会議員の任期による
- 定例会の回数 年2回（概ね2月、8月）
- 常任委員会等 総務常任委員会（8人）  
建設衛生常任委員会（8人）  
議会運営委員会（6人）

## 【視察内容】

### 1. 新斎場を広域で建設しようと考えた理由は

「こもれば苑」は昭和54年に1市9町により供用され、市町合併により3斎場をセンターが引き継ぎ4斎苑の運営を行ってきました。

斎場の老朽化等から、平成28年3月に施設整備に関する基本方針の策定を行い、管内にある4つの斎場を1か所に集約する計画となりました。

集約には、斎場までの移動時間（概ね1時間以内）、施設整備費・維持管理費等の経済性などの検討により、管内で1か所の斎場整備となり、令和3年から新こもれば苑を供用開始しました。

## 2. 忌み嫌われる施設である斎場建設について、関係地域にどのように説明され、理解を求めたか

施設整備に関する基本方針により従来の火葬場のイメージからの転換を図るための5つの基本理念を掲げるとともに、斎場・ごみ処理施設を隣接させた一極集中による新施設建設を進めるため地域振興策の実施を条件に建設候補地を公募で求めることとしました。

管内の全自治会に公募要項を配布して、応募を検討される自治会から個別説明会の申し込みを受け、8自治会で説明会を開催しました。

施設の性質から地元交渉を円滑に進められるよう、施設を受け入れてもらう条件（地域振興策）を事前に公表して、用地の取得に取り組みました。

4つの自治会から応募があり、木尾町にて斎場・ごみ処理施設を整備することになりました。

### 【地域振興策】

① 環境整備事業：5億円上限

② 地域活性化交付金：斎場稼働時 150万円／年

汚泥処理センター稼働時 300万円／年

ごみ処理施設を含む全施設稼働時 500万円／年

## 3. 地域への対応で苦勞したことはどんなことですか

公募による建設候補地決定後、応募自治会や周辺自治会からの説明要望もあり説明会を開催して公募経過など十分な説明を行ってきました。

特に、交通渋滞・交通安全・周辺地域への地域振興策・環境悪化懸念についての要望や意見があり環境影響評価を実施して結果をもとに説明を行ってきました。

## 4. 建設予定地域へどのような配慮をされたのか

一極集中による最初の施設整備となる斎場整備において、実施の義務付けはありませんが、自主的に生活環境調査を実施して住民の不安を取り除けるよう実施結果を公表しました。

## 5. 外観デザインで、どのようなことに配慮されましたか

外観デザインについては、発注時の要求水準書に「建築意匠の仕上げ計画に当たっては、歴史的風土や周辺環境との調和に十分配慮し、人生終焉の場としてふさわしいものにすること」という指定のみで入札時の事業者提案による外観デザインです。

## 6. 採用されたPFI方式を具体的に教えてください

PFI事業のBTO方式のサービス購入型です。

民間事業者が施設を建設、施設完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式です。

## 7. VFMの概念・考え方について教えてください。また、施設運営にどのように活用されていますか

従来の設計者が設計を行い、PFI方式などにより施設整備を行った場合、総工事費をどれだけ削減できるかを示す割合をVFMといいます。

VFMは事業方式を検討する際に、従来方式に比べてDBO方式、PFI方式のVFMを査定して整備方式を決定していくのに活用するものです。

## 8. 年間運営費はどのくらいですか、また、2市でどのように負担していますか

令和6年度決算では合計2億1,745万1千円です。

2市の負担割合については、負担金分賦基準に基づき構成2市の負担割合を決定しています。

## 9. 広域行政事務組合での運営について、市民の評価について教えてください

こもれば苑の待合室やロビーにアンケート用紙を設置し、ご利用される方にアンケートを実施しています。令和6年度は470件のご意見をいただき、こもれば苑全体として「満足」、「やや満足」を合わせると98%となり、概ね高いご評価をいただいているものと認識しています。

### 【質疑・応答】

Q. 利用者の時間距離は最大1時間ですが、一番遠い方の不満や意見は？

A. 満足度98%で、遠い方もこもれば苑を利用しています。

Q. 隣町の斎場を利用することは？

A. まれにはあります。

Q. 候補地の公募時に反対はありましたか？

A. 選定時までは場所の公表はしなかったもので、ありませんでした。

Q. 計画的に利用した後の土地を売却しますか？

A. センターの使用が終了したときに長浜市へ返却しました。

Q. PFIで行っているが、借入金は15年で返済しますか？

A. 民間の資金を利用するので、15年返済にしています。  
大規模修繕を行わない期間を想定しました。

Q. 利用者は満足度が高いが、行政運営としてはどうか？

A. 業者に運営状況を報告してもらい、契約内容を確認しています。

Q. 木材は県内産ですか？

A. 一部は市産材を使用しています。

- Q. 霊柩車を4台所有しているのはなぜですか？  
A. 昭和54年から続いている歴史があるので、その頃からです。
- Q. 管内と管外の利用料金の差が大きいのはなぜですか？  
A. 意図的に管内料金と管外料金に差をつけている。
- Q. 管外からは年間何件の申し込みがありますか？  
A. 15件ほどです。
- Q. 廃棄物のストックヤードはなぜ設けていますか？  
A. 造成費が浮くことと、将来の災害時に備えられえるため。
- Q. ペットの利用の要望はありましたか？  
A. 要望はありましたが、ペットは大型動物と同じ扱いで、一般廃棄物の方で処理しています。
- Q. 農地の利用については制限はありませんでしたか？  
A. 都市計画決定によりクリアしました。
- Q. 最初から3か所を順繰りに使用するよう整備する計画でしたか？  
A. 最初の計画からです。迷惑施設でないことを理解してもらっています。

### 【まとめ】

中津川市では、斎場の建設が数年前からの喫緊の課題です。

まずは湖北広域行政事務センターにならって、建設の条件を確定しつつ場所の決定を早急にする必要があります。

また、廃棄物処理の拠点である環境センターも恵那市との協同で早急に結論を出し、具体的な議論をする必要があります、候補地探しを行っている最中です。

恵那市とは今後の両市での協力体制の構築とともに、様々な今後の体制についての議論も行う必要が生じてきます。

そんな折、視察先に選んだ湖北広域行政事務センターでは、大変進歩した方法でこの両施設の運営を行っています。

当初は斎場を視察することが目的でしたが、今後のまちづくりへの指針ともなりうるこの施設の考え方、経緯、これまでの取組を参考にすべきと考え、このセンターの設置のコンセプトなども含めて視察しました。

今後は、この視察を中津川市においても十分に参考にしていきたいと思えます。

# 自民クラブ視察研修報告書

【視察場所】 滋賀県草津市立クリーンセンター

【視察日】 令和8年2月6日（金）

【視察目的】 新環境センター事例の研修で、今後の課題とされる中津川市・恵那市広域環境センター建設についての参考とする。

【参加者】 中津川自民クラブ

吉村俊廣・吉村浩平・勝彰・林 友義・鷹見憲三・岡崎隆彦・島崎保人  
吉村孝志・長谷川透・宮嶋寿明

【草津市立クリーンセンターの概要】

事業主体 草津市  
施設名称 草津市立クリーンセンター  
所在地 滋賀県草津市馬場町1200番地25  
敷地面積 約2.3ヘクタール  
延床面積 約15,290㎡  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・地上6階、地下1階  
工期 平成27年3月26日～平成30年3月15日  
建設費 10,795,680,000円

【リサイクル施設の概要】

処理対象物 可燃性粗大ゴミ、不燃性粗大ゴミ、破碎ゴミ、飲・食用ガラスびん類、ペットボトル類、陶器、ガラス類  
処理能力 13.8t/5h  
ストックヤード ペットボトル圧縮梱包、金属類等

【視察内容】

1：建設予定地への対応。

回答：旧施設の隣地の市営グラウンドが適地であり、旧協定書に「施設の増改築や更新時には、事前に了解を得ること」とあり、条件を設けての候補地選定は行っていない。

2：建設予定地決定後の対応

回答：事前から近隣2市4町内会へ説明会を実施。地元町内からは、要望書（14項目）の提出を受け、交付金要綱を策定。

3：地元・地域への配慮

回答：要望書については可能なものから実施中で、内容について町内会や地権者の理解を得られないものは継続協議中。

4：全連続燃焼式ストーカ炉採用の理由

回答：外部有識者で構成する検討委員会で「安全で地球環境に配慮した施設」を基本整備方針とし、「環境保全面」、「資源化面」、「処理安定面」、「運転安全面」、「コスト面」、「維持管理面」の6項目について比較検討を行った結果、最も評価点が高かったため。

5：リサイクルセンター関係施設についての配慮

回答：焼却処理施設とリサイクル処理施設と同一棟にすることにより、効率化が図られている。

6：建設費用

回答：107億9,568万円（焼却処理棟：約90億円、リサイクル施設約17億円。）

7：現在の年間費用

回答：運転管理等委託費は約5億9,262万円（R6年実績）。

8：燃料、材料費の値上がりへの対応

回答：クリーンセンターの運転管理は15年の包括管理委託を締結していて、毎年の支払いは、物価動向を反映させる契約となっている。

9：8年の稼働の中で気が付いたこと

回答：コンベアーのチェーンを繋ぐピンが破損する等、点検対象となっていない箇所の不具合発生等。

主な質疑応答

Q:用地選定にあたって、近隣町内会などへの対応。

A:大きな反対はなかったが、いろんなご意見を聞きながら協議を重ね丁寧に説明しながらご理解を頂いたものと考えます。

Q:ダイオキシン等、環境への数値。

A:ダイオキシン等の施設からでる数値は、定期的に地元町内会などへ説明を行っている。また、クリーンセンター便りなどを発行し地元へ配布している。

Q:ストーカ方式採用の効果。

A:旧施設と比較すると機能が格段に上がって経済的にプラスになっている。

Q:自家発電の効果。

A:3分の2は売電し3分の1は施設で使っている。売電売却益は年間約1億6000万円。

まとめ

研修目的は「新環境センター建設予定地選定に対する経緯」などであったが、旧草津クリーンセンターは将来の移転先を考え建設されていた。従って新施設場所の選定、地元対策についてはスムーズに進んでいた。

旧草津クリーンセンター建設当時の人々は先見性があったと感心するとともに、これからのまちづくりは将来のことも考え建設しなければならないと強く思った。